

No.1 ○豊明市議会定例会3月定例会議会会議録(第5号)

平成25年3月6日

1. 出席議員

1番	川上 裕	議員	2番	毛 受 明 宏	議員
3番	近 藤 千 鶴	議員	4番	近 藤 善 人	議員
5番	近 藤 恵 子	議員	6番	藤 江 真 理 子	議員
7番	近 藤 郁 子	議員	8番	三 浦 桂 司	議員
9番	一 色 美 智 子	議員	10番	杉 浦 光 男	議員
11番	早 川 直 彦	議員	12番	山 盛 左 千 江	議員
13番	平 野 龍 司	議員	14番	平 野 敬 祐	議員
15番	村 山 金 敏	議員	16番	伊 藤 清	議員
17番	月 岡 修 一	議員	18番	堀 田 勝 司	議員
19番	前 山 美 恵 子	議員	20番	安 井 明	議員

2. 欠席議員

なし

3. 職務のため出席した議会事務局職員の職、氏名

議会事務局長	成 田 宏 君	議事課長	松 林 淳 君
議事課長補佐	石 川 晃 二 君	議事担当係長	馬 場 秀 樹 君
兼庶務担当係長			

4. 説明のため出席した者の職、氏名

市 長	石 川 英 明 君	副 市 長	小 浮 正 典 君
教 育 長	市 野 光 信 君	参事兼	神 谷 巳 代 志 君
		市民生活部長兼	
		健康福祉部長	
行政経営部長	伏 屋 一 幸 君	経済建設部長	横 山 孝 三 君
消防長	成 田 泰 彦 君	教育部長	津 田 潔 君
秘書政策課長	鈴 木 美 智 雄 君	財政課長	吉 井 徹 也 君
総務防災課長	相 羽 喜 次 君	高齢者福祉課長	原 田 一 也 君
医療健康課長	加 藤 賢 司 君	都市計画課長	野 村 芳 明 君
環境課長	土 屋 正 典 君	会計管理者	深 谷 義 己 君
		兼出納室長	

監査委員事務局長 前田 鑛 君

5. 議事日程

(1) 議案質疑・予算特別委員会設置・委員会付託

議案第1号 平成25年度豊明市一般会計予算について

議案第2号 平成25年度豊明市国民健康保険特別会計予算について

議案第3号 平成25年度豊明市下水道事業特別会計予算について

議案第4号 平成25年度豊明市土地取得特別会計予算について

議案第5号 平成25年度豊明市墓園事業特別会計予算について

議案第6号 平成25年度豊明市農村集落家庭排水施設特別会計予算について

議案第7号 平成25年度豊明市有料駐車場事業特別会計予算について

議案第8号 平成25年度豊明市介護保険特別会計予算について

議案第9号 平成25年度豊明市後期高齢者医療特別会計予算について

(2) 議案質疑・委員会付託

議案第12号 市道の路線認定について

議案第13号 豊明市総合計画条例の制定について

議案第14号 豊明市スポーツ推進計画審議会設置条例の制定について

議案第15号 豊明市新型インフルエンザ等対策本部条例の制定について

議案第16号 豊明市情報公開条例の一部改正について

議案第17号 災害応急対策又は災害復旧のため派遣された職員に対する災害派遣手当に関する条例の一部改正について

議案第18号 豊明市行政改革推進委員会設置条例の一部改正について

議案第19号 豊明市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正について

議案第20号 豊明市特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について

議案第21号 豊明市税条例の一部改正について

議案第22号 豊明市手数料徴収条例の一部改正について

議案第23号 豊明市立視聴覚ライブラリー条例の一部改正について

議案第24号 豊明市福祉体育館条例の一部改正について

議案第25号 豊明市体育施設条例の一部改正について

議案第26号 豊明市心身障害者医療費の助成に関する条例の一部改正について

議案第27号 豊明市障害者自立支援法施行条例の一部改正について

議案第28号 豊明市道路占用料条例の一部改正について

議案第29号 豊明市前後駅前広場管理条例の一部改正について

議案第 30 号 豊明市公共用物の管理に関する条例の一部改正について
議案第 31 号 豊明市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について
議案第 32 号 平成 24 年度豊明市一般会計補正予算(第5号)について
議案第 33 号 平成 24 年度豊明市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)につい
て

議案第 34 号 平成 24 年度豊明市下水道事業特別会計補正予算(第4号)について
議案第 35 号 平成 24 年度豊明市土地取得特別会計補正予算(第1号)について
議案第 36 号 平成 24 年度豊明市農村集落家庭排水施設特別会計補正予算(第2
号)について

議案第 37 号 平成 24 年度豊明市有料駐車場事業特別会計補正予算(第1号)につ
いて

議案第 38 号 平成 24 年度豊明市介護保険特別会計補正予算(第3号)について

(3) 報告第3号 専決処分事項の報告について(損害賠償の額の専決処分)

6. 本日の会議に付した案件

(1) 議案質疑・予算特別委員会設置・委員会付託

議案第1号から議案第9号まで

(2) 予算特別委員会の委員の選任

(3) 議案質疑・委員会付託

議案第 12 号から議案第 38 号まで

(4) 報告第3号

(5) 決議案第2号 市長の職権乱用問題及び農地法違反等の調査事項の追加に関する決議

午前10時開議

No.2 ○議長(安井 明議員)

皆さんおはようございます。

ただいまの出席議員 20 名でございます。定足数に達しておりますので、これより本日の
会議を開きます。

本日の議事運営につきましては、あらかじめ議会運営委員会で日程等のご協議をいた
だいておりますので、その結果を委員長より報告願います。

毛受明宏議会運営委員長。

No.3 ○議会運営委員長(毛受明宏議員)

皆さんおはようございます。

議長よりご指名がありましたので、議会運営委員会の審査結果についてご報告を申し上げます。

本日、午前9時半より委員会を開催し、本日の議事について協議をいたしました。

その結果、お手元に配付されておりますとおり、当局より報告第3号の提案がありましたので、本日の議事日程に組み入れることとし、報告の後、質疑を行うことといたしました。

以上で議会運営委員会の報告を終わります。

No.4 ○議長(安井 明議員)

ご苦労さまでした。

本日の議事日程につきましては、お手元に配付いたしました議事日程表に従い会議を進めます。

日程1、議案質疑・予算特別委員会設置・委員会付託に入ります。

議案第1号から議案第9号までの9議案を一括議題といたします。

議案質疑については、通告順で発言を許可いたしますが、本会議での質疑は、同一議員につき、再質疑を含め2回以内といたします。

なお、再質疑がある場合は、挙手を願います。

また、議案質疑に当たっては、お手元に配付いたしました議案等質疑通告書に沿って行うものとし、大局的、政策的な内容に限定し、自己の意見を述べることはできませんので、あらかじめご承知おき願います。

さらに、当局の職員においても、答弁は通告の内容に従って、簡潔に行うよう申し添えておきます。

初めに、議案第1号については、質疑の通告がありますので、順次発言を許可いたします。

初めに、山盛左千江議員。

No.5 ○12番(山盛左千江議員)

それでは、議案第1号 平成25年度の一般会計予算についてお伺いいたします。

人件費全体のことについて、まず触れていきます。

機構改革と人件費の関係についてです。

任期付職員の採用については、先の議会でも議決がされておりますけれども、市が求めるような人材が確保できたのでしょうか。

3つの部門についての採用を予定していたようですが、どの職に何人か、どういった状況なのかについての説明をお願いいたします。

同じく人件費関係ですが、市長は、かねてより組織のフラット化ということに着目をして進めてこられました。

管理職数の増減は25年度においてどのような状況になりますでしょうか、ご予定の範囲内で構いませんので、答弁をよろしくお願いいたします。

3つ目としましては、5級以上の職員の人数についての推移をお聞きいたしたいと思いません。

また、他市について当市の5級以上の職員はどのような状況になっているのか、その比較についてもあわせてご答弁ください。

もう一つ、12月議会で機構改革が可決されました。それに関連する私の質問の中で、管理職の人件費について質問をいたしました。

管理職人件費については、増えないように努力していきたいといった旨の答弁があったというふうに記憶しておりますが、25年度についてはどのようになっていくのでしょうか、この点についてもご答弁をお願いいたします。

1枚めくっていただきまして、同じく予算のことです。

市長マニフェストと関連する事業についての予算で質問いたします。

4項目ありますが、まず1つ目、保育料の軽減について伺います。

今回、5%強ですか、保育料の値下げを検討されているということで、既に前回ぐらいだったかと思いますが、全員協議会でも、その保育料の資料は配付されているところであり

ます。近隣市町と比較して、その保育料はどのようなレベルになってくるのか、お答えください。

それから、その軽減率を決めていく経緯について、どのような点に配慮をし、どのような考えを持って、その保育料を決めていかれたのか、その点についてもお願いいたします。

それから、軽減について、保護者の方への説明等はされているのでしょうか。

また、この軽減によって近隣市町と大きく保育料が下がるということであれば、若い世帯の人口増、転入の期待も膨らんでまいります。周りの人たちに対するPRは今後どのようにしていかれるご予定なのか、お願いいたします。

マニフェストに関連する質問の2つ目、給食費の軽減をマニフェストに掲げておられましたが、給食費ではなくて、その一部を食材の質向上に充てるというふうの方針を変えて

られました。その変更の理由、あるいは今後見込まれる効果について、説明をいただきたいと思

いません。マニフェスト関連の3つ目、市民討議会が今回予算計上されております。

この意義、目的、さらに他市においては、いつごろからこういった試みがされているのか、その成果などありましたら、説明いただきたいと思いませんし、また逆にマイナス面、留意する点があるようでしたら、その点についても説明を求めたいと思

いません。最後にあります。4つ目、事業仕分けが今回の予算にも計上されております。額は相当に減らされてお

まして、見直しの点があったと思われます。初回、24年度と比較した変更点について説明をお願いいたします。

さらに、事業の選び方、25年は幾つの事業を予定されているのかわかりませんが、その事業の選択の方法については、各議員も関心を持っているところだと思いますので、事業の選択の方法、また市民の関心をいかに集めていくか、こういったことについての答弁がいただければと思います。

以上です。よろしく願いいたします。

No.6 ○議長(安井 明議員)

答弁を願います。

伏屋行政経営部長。

No.7 ○行政経営部長(伏屋一幸君)

それでは、行政経営部所管のものから順次お答えをしておきます。

まず、任期付職員の採用状況でございます。

これにつきましては、開発・建築担当、新エネルギー担当、あと技術職の土木と建築の4つの職種について募集をいたしました。

そして、職務経歴書、小論文、個人面接等を実施いたしまして、開発・建築担当、新エネルギー担当、あと土木技師2名ということで、合計4名の合格ということでございます。

この4名からは、採用に関する応諾書もいただいておりますので、4月1日には任命できるというふうに思っております。

4名とも、民間企業における実績等がございまして、また、職務に対する意欲も十分うかがえるということで、専門知識もあるということでございますので、本市が求める人材が確保できたのではと考えておるところでございます。

2つ目のご質問の、管理職の増減はどのような予定かということでございます。

保育士を除いて行政職及び消防職の管理監督職、これは係長以上で人数を申し上げたいと思いますが、本年度、24年の4月1日、129名でございました。

これが今年の4月、25年度においては127名となり、2名減少する見込みでございます。

これは機構改革によって、課長の数を増やしたこととか、まあ部長をきちっと任命すると、去年の4月と比較いたしますと2名増える。去年の4月は副市長が兼務ということでありまして、2名増えるというようなことを差し引いて合計で2名、増える分も差し引いて合計で2名の減少ということになります。

さらに、組織のスリム化を実施していきたいというふうに考えております。

そして3番目のご質問、5級以上の職員の比率の推移と他市との比較についてでございますが、本市における5級以上の職員の比率は、24年の4月1日現在で36.4%、36.4%となっております。

5年前の平成19年4月1日現在が41.9%でございましたので、5年間で5.5%減少したこ

ととなります。

県内の類似団体と比較いたしますと、まだ5%程度、率が高いという結果になっております。

そして4番目のご質問、管理職の人件費は増えないかということでございますが、12月議会で私は答弁させていただきました、管理職は、課は増えるけども総体的に、全体的に減らしていくというようなことで、余り管理職層の賃金も増えないだろうというふうにご回答いたしました。

今回、先ほど申し上げたように2名減少するというところでありますので、そういう管理監督者層の賃金自体は下がるということでございます。

そして、全体でいきますと、24年度の当初で給料、手当、共済費も全て込みで39億9,900万円であったものに対して、平成25年度の当初予算は39億5,000万円を予定しておりますので、4,900万円の減少になるということで、率にすると1.2%の減少になるということでございます。

その次、マニフェスト関係で、行政経営部関係でいきますと、市民討議会の意義、目的等々でございますが、この市民討議会の意義と申しますのは、限られた参加者のみにより意見が集約される従前型の委員会といいますか、手を上げた人が委員会に入るとか、自由参加でいきますと、意識のある人だけが集まってしまうという、そういった限られた参加者のみによらずにやっていきたい。行政に無関心な層だとか、サイレント・マジョリティーといった多くの市民の声を反映できる手法だということを考えております。

参加者の行政への参画意識が高まるというような評価も受けている制度だというふうにご考えております。

協働によるまちづくりを推進していこうということで、この手法を取り入れてはということ、今回、予算の中に計上のほうをさせていただいております。

他市の例といたしまして、日本では2005年に初めて、東京都の千代田区で社団法人の東京青年会議所さんが、試行的に実施されたということでありまして、その後、関東地方を中心に全国各地で広がってやっているようでございます。

愛知県では、豊山町などがやっているということを承知をしております。

この制度に対する留意点でございますけれども、無作為抽出による参加者を募るために、行政に詳しいばかりではなく、そのスキルに差が生じるわけですね、集まった方の。

そうしたことで誘導にならないように、その中では、委員会の中では、賛成、反対の幅広い情報の提供を行うということが必要であるということと、討論すべきテーマにも留意する必要があるということで、参加者がわかりやすく共有できる身近なテーマを選びたいとか、特定の市民だけを対象としないというようなものだとか、単にマル・バツだけでなく、議論に幅があって、市民としての意見の方向性が見出せるものというようなことで、実施をいたしたいというふうにご考えております。

そして最後のご質問で、事業仕分けを振り返ってどうかということでございます。

1つの反省といたしまして、まずは実施時期でございます。

今回、9月の末に29、30と実施をさせていただきました。

仕分けの判定結果とか議論の内容から事業の見直しを行って、それを次年度予算に反映をしていくためのものなんですけど、やはり期間が相当短くて、1カ月余りしかなかったということで、当初予算への反映がなかなか厳しかったなということで、今年度というか、来年度は実施させていただけるのであれば、もう少し早めて7月ぐらいにやって、十分時間をとって新年度の予算に反映をしていきたいというふうに考えております。

あと、仕分けのチーム数ですけども、今年度は2チームで2会場で行いましたが、非常にその分の効果としては、たくさんの事業が同時にできるという効果があるんですが、傍聴者から見ると、どっちも見たいよというような場合があると、どっちかを選ばないといけないというようなことですので、今年度は、今年度というか25年度は、そういった意味で1チームに分けて2日間で実施をしていきたいというふうに考えております。

あと、先ほど議員がおっしゃっていましたが、仕分け事業の選定であります。

選定については、本年度はボトムアップということで、各課で仕分けにかなう事業を選んでいただいて、それを経営戦略会議や住民の皆さんの意見を伺って最終的に決めたという経緯がございますが、政策的にどうしてもやらないといけないようなものも、トップが望むようなそういう事業については、それに加えて担当課とももちろん話し合いはするんですが、そういうのを積極的に加えていきたいということを考えております。

そして、最終的に住民の方に投票していただいて選んだわけですが、今年度も非常に投票数が少のうございました。

ということで、そういう票数を増やす努力もしないといけないんですが、ただ単に事業名だけで選んでいただいて、票数が増えるということもどうかと、そういったことも今、事務局の中で話し合っております。できるだけ住民の方にわかりやすく事業を説明した上で投票していただくのがベストであります。それに近づけるような方策を、ぜひ考えたいというふうに考えております。

あと、市民判定人に今回やっていただきました。市民判定人方式は、事業仕分けの新しい方式として注目をされている手法でもございます。

事業仕分け終了後のコメントからも、今回参加された方から、市民参加の意識の向上に有効であるというふうに我々は思いました。

しかしながら、募集に関して無作為に2,000人に送付をしました。受け取った市民の方から見ると、市民判定人の意味がいま一つ理解しにくかったのではなかったかという、そういう反省がございます。

そういったことで、60人の枠で49人の応募にとどまったということでございますので、その辺は、そのあたりは、仕分け人とはどういった役割を担っていくのかということも、もう少し説明を細かくしたものを郵送させていただいて、たくさんの方にやっていただけるようにしたいというふうに考えております。

あと、直前のキャンセルも今回7～8名ありましたので、そういった方々の分も考慮しながら、ちょっと多目に募集できたらなというふうに考えております。

以上です。

No.8 ○議長(安井 明議員)

神谷参事。

No.9 ○参事(神谷巳代志君)

それでは、健康福祉部より保育料の軽減につきまして、順次お答えをいたします。

まず1点目、近隣市町との比較であります。保育料の他市との比較は、保育料の徴収基準額表が各市でまちまち細分化されておまして、一概に比較することは難しいところでございますが、国の徴収基準額に対する割合とか、1人当たりの保育料の額で比較することは可能でございます。

どちらの指標でも本市は、愛知県下の市の中で現在、中間より少し高目の保育料となっております。

今回の案で保育料を軽減いたしますと、おおむね県下で真ん中ほどになると思われま

す。近隣では名古屋市と現在、おおむね同等のレベルとなっております。日進市、尾張旭市よりは低く、大府市、知立市、刈谷市よりは高くなっております。

次に、軽減額を決める経緯、考え方についてでございますが、軽減額につきましては、昨年の予算特別委員会でご説明いたしましたとおり、軽減額が延長保育料も含めて、全体の10%となるように設定をいたしました。

具体的には、延長保育料が4%弱となるため、今回の改正案は5%強の軽減といたしました。

また、昨年の予算特別委員会でも申し上げましたように、D1階層までの低所得者の方に対しましては、平成20年度の保育料の改正でかなり低い水準になっておりますので、今回の改正は中間所得層、具体的にはD2からD7の階層を中心とした改正となっております。

最後、保護者への周知とPRについてでございますが、現在のところ、今月中旬に発送する保育料の決定通知書は、現行の保育料でお知らせをする予定をいたしております。

今議会で改正がお認めいただければ、4月に入ってから変更決定通知を送る予定をいたしております。

以上で回答を終わります。

No.10 ○議長(安井 明議員)

津田教育部長。

No.11 ○教育部長(津田 潔君)

それでは、教育部から給食費の軽減を食材の質の向上に変更した理由と効果についてお答えいたします。

まず、給食費を含めた学校給食の現状について、昨年7月に小中学校の全保護者に対してアンケート調査を実施いたしました。

その結果、給食費の引き下げをせず、給食の内容の向上を望む声が6割近くございました。

このアンケート結果をもとに、昨年11月に開催されました学校給食センター運営委員会において、委員の方からもご意見をいただき、委員会では給食費の引き下げをするのではなく、公費による給食の内容向上が望ましい、そのような方針をお示しいただきました。

これにより、定例教育委員会においても、給食内容の向上について了承され、その旨を市長部局に要求し、最終決定したものでございます。

効果につきましては、食の安全確保、アレルギー対応、行事食の推進、地産地消の推進、食材の質向上、これらを目指すものでございます。

以上です。

No.12 ○議長(安井 明議員)

答弁は終わりました。

山盛左千江議員。

No.13 ○12番(山盛左千江議員)

それでは、そうですね、その2のほうについてお伺いいたします。

保育料については、今回の値下げをすることで、ようやく県のちょうど真ん中ぐらいということで、それは今回下げられるD2からD7ですか、中間層の方たちを中心を見たときに、そのレベルだということなんですか。

ごめんなさい、全体というのがちょっとよくわからなかったもので、説明をいただければと思います。

それから、近隣というか、豊明の来年度入園予定者以外の地域、あるいは人たちへのPRについても質問したつもりでありましたので、この点については答弁漏れですので、お願いいたします。

それから、給食費の件ですけれども、内容向上を求めるアンケートの結果が6割だという

ことでしたが、値下げを希望される方の割合がどれくらいあったのか、お知らせください。

それから、委員からも、保護者からもそういった声、要望があったということですが、市長にお伺いいたしますが、市長は給食費の軽減ということをマニフェストに掲げておられまして、それを質のほうに振りかえるということ、この予算から見ると了解されたということになりますが、その心情といいますか、その変更されたお気持ちといいますか、その辺についての説明をいただければと思います。

事業仕分けにつきましては、1会場で2日間ということでしたが、都合 10 事業、半分の 10 事業になるという理解でよろしかったでしょうか。

それから、住民の投票も、それから市民判定人も同じように続けていかれるという説明がありましたけれども、仕分け人についてはどのような考えで進めていかれるのか、この点についての説明をお願いいたします。

No.14 ○議長(安井 明議員)

答弁を願います。

神谷参事。

No.15 ○参事(神谷巳代志君)

近隣市町との比較でございますが、先ほど申し上げました各市町、保育料の設定の仕方がばらばらでございます。

それで、先ほど申し上げました国の徴収基準額に対する割合とか、1人当たりの保育料で比較をいたしております。

それから、PRにつきましては、もう 25 年度の入園者は既に決定いたしておりますが、今後、入園を希望される方たちのために、広報、ホームページ等でしっかり保育料軽減が決まりましたら、PRしてまいりたいと考えております。

終わります。

No.16 ○議長(安井 明議員)

津田教育部長。

No.17 ○教育部長(津田 潔君)

それでは、アンケートの内容であります。給食費についてもアンケートをとりました。

その中で、給食費が高いという回答が3%、逆に安いという回答が31%、普通であるというのが66%でありました。

そして、給食費の引き下げを希望するという回答は26%でございました。

以上です。

No.18 ○議長(安井 明議員)

石川市長。

No.19 ○市長(石川英明君)

まあ私自身はですね、マニフェストで当初は市民負担の軽減ということで、10%の公費負担をして下げるということを述べてきました。

しかし、こうした保護者のアンケートや教育委員会の意見等々、もろもろを教育部局とも詰めさせていただきました。

議会の中でも少し、今議会の中でも述べさせていただいたように、教育環境日本一ということを整理をしていくと、給食費もです、とても今までの実績というのが、非常に積まれた給食の実情、まあ私自身も食べさせていただきました。

そうしたことを思うと、やはり給食が子どもたちに与える影響というのは非常に大きいだろうと。そうしたことを考えたときに、今後の消費税が8%、10%として入ってくることも踏まえていくと、今の費用ではですね、質の低下ということが出てくるであろうというふうに考えました。

それゆえに、質の向上、さらには先ほど教育委員会のほうから述べていただいたように、地産地消や行事食、質の向上、食育等を考えていくためには、やはり上げていく必要があるということで、市長部局、教育委員会の中で一致した考えとしてまとめ上げました。

私としては、それが今後の豊明にとって望ましいというふうに今考えております。

以上であります。

No.20 ○議長(安井 明議員)

伏屋行政経営部長。

No.21 ○行政経営部長(伏屋一幸君)

事業仕分けの事業数と仕分け人のことについてお答えを申し上げます。

2グループが1グループになるので、半分になるのではないかという、そういうご質問でございますが、1日に今年は1事業で、できるだけ議論を尽くそうということで、ちょっと時間も長目にとったし、休憩等もかなり入れるようにいたしました。その辺のことを工夫して少し増やせないかなと、5事業であったものを7事業程度にしたいというふうに現在考えております。

それと、仕分け人のやり方というか、どうするのかということですが、1つの反省というか、ご意見として、なかなか地元の意見が取り入れられないんじゃないかと、知らない人がやるだけだというようなこともございます。

今回ですね、行革の委員の方に2名ずつ入っていただいてやっていただきました。その人数について、もう少し増やすような形で考えたいと、まだ結論は出ておりませんが、そういったことで現在、考えております。

以上です。

No.22 ○議長(安井 明議員)

これにて、山盛左千江議員の質疑を終わります。

続いて、早川直彦議員。

No.23 ○11番(早川直彦議員)

それでは、平成 25 年度豊明市一般会計予算についてお聞きします。

第8次実施計画に平成 25 年度実施予定と掲載しながら、平成 25 年度予算書に違いが生じている部分があります。その変更点と理由について、まず説明をしてください。

特にですね、庁舎の耐震工事、もともと約 2.5 億だったのが 10 億ですね、約 10 億に変わった。あと桜ヶ丘沓掛線もプラス4億、あと中央小学校校舎の建てかえですね、もともとプレハブを残すというのが、その校舎を建てかえると。単年度ではないものの、億単位の変更であります。今後の財政運営への影響も懸念されます。財源確保の見通しとか財政運営について説明を求めます。

よろしくをお願いします。

No.24 ○議長(安井 明議員)

答弁を願います。

神谷参事。

No.25 ○参事(神谷巳代志君)

それでは、ご質問の中の庁舎の耐震工事の関係につきましてご答弁申し上げます。

議員が今言われましたですね、2.5 億円という実施計画上の数字につきましては、実施計画策定時にIs値を現在の 0.3 から 0.6 に引き上げるために必要な工事費を、平米単価に面積を掛けた概算見込み金額でございました。

その後、Is値 0.3 から 0.6 を 0.3 から 0.9 に変更いたしました。

この 0.9 と申しますのは、防災拠点として災害対策の中核的な役割を担う施設としてのIs値でございます。

0.9 に変更したことと合わせまして、非構造部材の耐震補強工事、それから老朽化したトイレ等の水回り工事、それから分庁舎工事等を追加をいたしました。

こちら辺りが約3億 5,000 万円弱ほどのものでございますが、そうしたものを加えて設計を

させていただきました額が、約 10 億円弱ということでございます。

この結果は、設計をしてみてわかった数字でございます。

そういった後から加えた要素等がございますが、そういった要素を差し引いても、結果的には実施計画の数字と大きく乖離があったことにつきましては、大変反省をいたしております。

終わります。

No.26 ○議長(安井 明議員)

横山経済建設部長。

No.27 ○経済建設部長(横山孝三君)

桜ヶ丘沓掛線につきましては、第8次実施計画におきまして、25年度は2億3,700万円としております。

実施計画策定後に数回にわたり地元説明会を行ってまいりました結果、工法が開削工法から一部トンネル工法に変更が決定され、25年度工事として予定しておりました歩道橋の工事費約5,000万円が不要となりました。

合わせまして、今回の国の緊急経済対策によりまして、約6,200万円余の工事費等が、平成24年度補正予算で前倒しをするということとしたための変更でございます。

これは繰越明許で平成25年度に施行いたします。

したがって、全体的な事業費といたしまして、工法変更による約5,000万円の変更減はございますものの、何ら財政運営に影響を与えるものではございません。

以上です。

No.28 ○議長(安井 明議員)

津田教育部長。

No.29 ○教育部長(津田 潔君)

それでは、教育部から中央小学校の校舎についてお答えいたします。

本年度に取りまとめました第8次実施計画では、中央小学校の校舎等改修事業として、プレハブ校舎の買い取り1,980万円と改修工事費1,782万円、合わせて3,762万円を平成25年度に計上しております。

プレハブの校舎の買い取り、改修につきましては、児童が1日中使用する普通教室ではなく、改修して特別教室として使用するのであれば、教育環境に著しい支障はないのではないかと考えまして、プレハブ校舎の買い取り案と校舎の増築案、これを平行して検討してまいりました。

第8次の実施計画の時点では、プレハブ校舎の買い取り案で一旦実施計画を計画いたしました。その後、今年に入りましても、継続的にプレハブか増築か、教育委員の皆さんのご意見もいただきながら検討を重ねてまいりました。

最終的には、プレハブ校舎の買い取りの場合、10年後の施設の状態や、それにかかる費用、そして第一に子どもたちの教育環境を重視して、新年度当初予算では恒久的な校舎増築で方針が決定し、予算計上したものでございます。

以上、終わります。

No.30 ○議長(安井 明議員)

伏屋行政経営部長。

No.31 ○行政経営部長(伏屋一幸君)

財政への影響についてのご質問でございます。

財政確保の見通しや財政の運営については、当初予算の編成の過程において、私ども実施計画の策定状況と連携を図って計画期間の財政見通しの検討をしております。

推計でございますが、具体的には実施計画の検討時点で予定をしております財源のうち、起債を財源としている額を基金の繰り入れ等に充当しながら振りかえることで、財政運営をするということを検討をしております。

具体的に申し上げますと、財政調整基金が毎年ですね、年6億積み立てをするとした場合、平成25年度の財政運営におきましては、このうちの相当額を公共施設の建設及び整備基金という基金がございますが、そちらに積み立てをしておいて、これを翌26年度の庁舎耐震工事に繰り入れるという、そういった対応や、平成25年度末の積立残高が8,400万円余となります。予定の教育施設建設及び整備基金というのがございますが、そこから先ほど申し上げていた中央小学校の建設等に繰り入れができればというようなことを考えております。

以上です。

No.32 ○議長(安井 明議員)

答弁は終わりました。

早川直彦議員。

No.33 ○11番(早川直彦議員)

桜ヶ丘沓掛線の説明を、これ単年度の説明でしたので、全体の実施計画の説明を新たに加えていただきたいのと、あとですね、財源の確保の部分なんです。今ある基金を中央小学校の場合だと、それを積んで行うのか、それともまた新たに財源確保のために何

かを行うのか、財源確保のためにある経費を削るとか、どういうふうにその財源をつくるのか、ちょっとその辺詳しく説明してください。

No.34 ○議長(安井 明議員)

答弁を願います。
横山経済建設部長。

No.35 ○経済建設部長(横山孝三君)

桜ヶ丘沓掛線につきまして、第7次ですね、実施計画では、4億 110 万円でございます。それから、今回の第8次では7億 1,400 万円ということでございます。これにつきましては、費用の実施年度がそれぞれ違いますので、ローリングした結果でございます。
以上でございます。

No.36 ○議長(安井 明議員)

伏屋行政経営部長。

No.37 ○行政経営部長(伏屋一幸君)

先ほどのご質問でも、中央小学校の関係については、さっきも申し上げたように教育に関する基金がございますので、それを取り崩していくのが一番財政的に影響を与えないのかなというふうには考えております。
以上です。

No.38 ○議長(安井 明議員)

これにて、早川直彦議員の質疑を終わります。
続いて、近藤恵子議員。

No.39 ○5番(近藤恵子議員)

では、第1号の一般会計予算について伺います。
予算編成方針の中に、補助金、交付金等については、補助事業者の当事者が関与した自己診断を行うとありましたけれども、この方針が今回の予算の中にどのように反映されていますでしょうか。

No.40 ○議長(安井 明議員)

答弁を願います。

伏屋行政経営部長。

No.41 ○行政経営部長(伏屋一幸君)

予算編成方針の補助金の見直しについてでございます。

補助金の見直しにつきましては、平成 25 年度予算で検討会の報酬を計上して実施しようということでございます。

24 年度につきましては、自己診断、客観項目の検証は 25 年度に行います。

今年については、自己診断シートを予算要求時に提出を受け、ヒアリングを実施いたしました。その結果、24 年度と 25 年度を比較いたしますと、1,462 万 6,000 円の減額となっております。

大きいところでいきますと、社会福祉協議会の運営の補助金だとか民間保育所の補助金について、減額が大きくあったということでございます。

以上です。

No.42 ○議長(安井 明議員)

答弁は終わりました。

これにて、近藤恵子議員の質疑を終わります。

以上で議案第 1 号の質疑を終わります。

続いて、議案第 2 号から議案第 9 号までの 8 議案については通告がありませんので、質疑を終わります。

以上で議案質疑を終結いたします。

この際、お諮りいたします。議案第 1 号から議案第 9 号までの議案 9 件を審査するために、豊明市議会委員会条例第 6 条の規定により、定数 19 名による予算特別委員会を設置し、議案 9 件を付託いたしたいが、これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

No.43 ○議長(安井 明議員)

ご異議なしと認めます。よって、定数 19 名による予算特別委員会を設置し、議案 9 件を付託することに決しました。

お諮りいたします。ただいま、設置されました予算特別委員会の委員の選任を直ちに日程に追加し、これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

No.44 ○議長(安井 明議員)

ご異議なしと認めます。よって、予算特別委員会の委員の選任を直ちに日程に追加し、

議題といたします。

お諮りいたします。予算特別委員会の委員の選任につきましては、あらかじめ協議をいただきました結果に基づき、お手元に配付をいたしました予算特別委員会の委員選任表のとおりといたしたいが、これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

No.45 ○議長(安井 明議員)

ご異議なしと認めます。よって、予算特別委員会の委員は、お手元に配付をいたしました選任表のとおり指名することに決しました。

ただいまより、予算特別委員会の委員長及び副委員長を互選するため、暫時、休憩いたします。

午前10時43分休憩

午前11時5分再開

No.46 ○議長(安井 明議員)

休憩を解き、休憩前に引き続き会議を進めます。

休憩中に予算特別委員会が開催され、委員長及び副委員長が互選されましたので、報告いたします。

委員長には月岡修一議員、副委員長には伊藤 清議員が互選されました。

また、委員会の運営についても協議されておりますので、その結果を委員長より報告を願います。

月岡修一予算特別委員長。

No.47 ○予算特別委員長(月岡修一議員)

議長よりご指名がありましたので、予算特別委員会の審査結果についてご報告を申し上げます。

ただいま、議長より報告されましたとおり、予算特別委員会の委員長には私、月岡が、また副委員長には伊藤議員が互選されましたので、各委員のご協力のもと、精いっぱい務めさせていただきますので、よろしく願いをいたします。

次に、予算特別委員会の運営であります。お手元に配付されております予算特別委員会審査方法のとおり、3月8日と3月11日の2日間にわたり開催し、8日より一般会計の説明及び質疑を行い、その後に特別会計の説明及び質疑を行った後、討論は一括して行い、また採決は議案ごとに行うということで進めることになりましたので、ご承知おき願います。

以上で報告を終わります。

No.48 ○議長(安井 明議員)

正副委員長さんにはご苦労さまですが、よろしく願いいたします。

以上で日程1を終わります。

日程2、議案質疑・委員会付託に入ります。

議案第12号から議案第38号までの27議案を一括議題といたします。

初めに、議案第12号については質疑の通告がありませんので、質疑を終わります。

続いて、議案第13号については質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。

川上 裕議員。

No.49 ○1番(川上 裕議員)

第13号 豊明市総合計画条例の制定について。

第4条2項で、各行政分野に関する計画策定、変更のときは、総合計画との調整を図らなければならないとありますが、基本構想、基本計画、実施計画にかかわることでございますので、具体的手順とか仕組み等についてお聞きします。

お願いします。

No.50 ○議長(安井 明議員)

答弁を願います。

伏屋行政経営部長。

No.51 ○行政経営部長(伏屋一幸君)

総合計画策定条例で、各行政分野に関する計画策定のときには、総合計画との調整を図ると明記をしておりますのは、総合計画の実現を各分野の計画の具体化をするという、総合計画と各分野の計画の整合性を図ることを意味しております。

これまでも各分野の計画につきましては、総合計画の内容を踏まえて策定をされてきたところでございます。

それには、自治体に行政評価が導入されることなどによって、全国的に総合計画の進捗管理への意識が高まって、庁内の各部署が市の最上位計画は総合計画であるということを理解をして、そのことが影響し、各分野別の計画の策定時には総合計画と整合を図り、企画部門の職員と調整を行っているということでございます。

具体的には、各分野の分野別の計画を策定する庁内会議がございますが、そちらのほうに企画部門の職員が参加をすることによって、総合計画との整合をとっておるということでございます。

以上です。

No.52 ○議長(安井 明議員)

答弁は終わりました。

川上 裕議員。

No.53 ○1番(川上 裕議員)

戦略会議等にはかかわっていきますか。

No.54 ○議長(安井 明議員)

答弁を願います。

伏屋行政経営部長。

No.55 ○行政経営部長(伏屋一幸君)

さまざまな会議を経て、最終的な案を経営戦略会議にそれぞれの所管が出します。

そこで、最終的に総合計画の内容とそごがないかを確認しながら、最終的に経営戦略会議のほうで決めていくと、そういう仕組みになっております。そういったことで実施をしております。

以上です。

No.56 ○議長(安井 明議員)

これにて、川上 裕議員の質疑を終わります。

以上で議案第 13 号の質疑を終わります。

続いて、議案第 14 号についても質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。

近藤善人議員。

No.57 ○4番(近藤善人議員)

それでは、議案第 14 号 豊明市スポーツ推進計画審議会設置条例の制定についてお伺いします。

予算が 10 万なんです、開催回数、まあ定期か不定期かということと委員の数と、あと各種団体とは、以上、具体的に決まっておればお願いします。

No.58 ○議長(安井 明議員)

答弁を願います。

津田教育部長。

No.59 ○教育部長(津田 潔君)

それでは、教育部からお答えいたします。

まず、1点目の審議会の委員は10名を予定しております。

会議は年2回開催を、これも予定しております。

そして、次の委員の選考で、市の教育委員会の関係者とありますが、これは教育委員や社会教育委員の代表者、小中学校長の代表者、これを予定しております。

そして、各種団体の代表者には、具体的にスポーツ推進委員、体育協会、レクリエーション協会、老人クラブ連合会、心身障害者福祉団体連合会などの代表者の方を予定しております。

以上です。

No.60 ○議長(安井 明議員)

答弁は終わりました。

これにて、近藤善人議員の質疑を終わります。

以上で議案第14号の質疑を終わります。

続いて、議案第15号についても質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。

近藤善人議員。

No.61 ○4番(近藤善人議員)

それでは、議案第15号 豊明市新型インフルエンザ等対策本部条例の制定について伺います。

毎年、流行する季節性と違って常設ではないと思いますが、どのようなときに対策本部を設置するのか、また具体的に何をするのか、あと本部長は市長と思うんですけども、それ以外に何名で運営するのか、以上、お願いします。

No.62 ○議長(安井 明議員)

答弁を願います。

神谷参事。

No.63 ○参事(神谷巳代志君)

それでは、健康福祉部よりご質問にお答えをいたします。

まず、常設かどうかというご質問でございますが、対策本部の設置につきましては、新型インフルエンザ等が発生をいたしますと、まず、国は政府対策本部を、県は県対策本部を設置をいたします。

その後、新型インフルエンザが蔓延をしていると判断をいたしますと、国は新型インフルエンザ等緊急事態宣言を発します。

市は、その緊急事態宣言を受けまして対策本部を設置し、住民に予防接種を実施いたします。

その後、緊急事態宣言が解除された場合には、市の対策本部も廃止となるものでございます。

続きまして、組織の関係でございますが、本条例第2条で組織について定めており、対策本部には本部長、副本部長、本部員を置くこととしております。

本部長には市長を、副本部長には副市長を、本部員には健康福祉部長を任命することを想定しており、対策本部には、その他必要な職員を置くことができると規定がされております。

今後、保健センター職員、消防職員、教育委員会職員、防災担当職員等、必要な職員を対策本部員として任命をするよう、具体的に検討してまいりますので、現時点では人数につきましては未定でございます。

終わります。

No.64 ○議長(安井 明議員)

答弁は終わりました。

近藤善人議員。

No.65 ○4番(近藤善人議員)

蔓延したら設置ということなんですけれども、この具体的に蔓延というのは、例えば死者が何名出たとか、そういうことは決まっているんでしょうか。

No.66 ○議長(安井 明議員)

答弁を願います。

神谷参事。

No.67 ○参事(神谷巳代志君)

そういった具体的なところは現在、私どもも情報は得ておりませんが、先ほど申したとおり、蔓延をしていると判断をしますと、国が新型インフルエンザ等緊急事態宣言を発しますので、その時点で本部を立ち上げるものでございます。

終わります。

No.68 ○議長(安井 明議員)

これにて、近藤善人議員の質疑を終わります。

以上で議案第 15 号の質疑を終わります。

続いて、議案第 16 号から議案第 23 号までの8議案については通告がありませんので、質疑を終わります。

続いて、議案第 24 号については質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。

前山美恵子議員。

No.69 ○19番(前山美恵子議員)

議案第 24 号の豊明市福祉体育館条例の一部改正する条例についての質問であります。

この条例改正は、福祉体育館に指定管理者を導入するための条例改正となっておりますけれども、まず導入方針が出されるまでの経過について、これは、いきなりここに出てきたものですから、その経過についてお聞かせをいただきたいと思います。

それから、2点目ですけれども、福祉体育館に関する事業については、9月の事業仕分けの対象となりました。

それで、結果は5番のところなんですけれども、「市実施、内容・規模見直し」、これが8票入って、ダントツにこの5番のところが決まったわけがありますけれども、ここについては民間委託というのはありません。

ですから、指定管理者の導入になった理由について、この点についてお聞かせをいただきたいと思います。

それから3点目、業務の範囲ですけれども、施設の維持、管理及び運営とありますけれども、ご存じのように体育館はもう大変古くて、傷みもひどいということで、改修はされるんですけれども、修繕など、これは指定管理者のほうですることになるのかどうかという点ですね。

それから4点目に、市は指定管理者から報告を受けることになると思いますけれども、どこまでの範囲がされるんでしょうか、この点について。

それから、市は指定管理者に委託をしている場合、実地調査や、それから必要な指示、それから判断は市のほうがすることになるのかどうか、この点についてお聞かせください。

No.70 ○議長(安井 明議員)

答弁を願います。

津田教育部長。

No.71 ○教育部長(津田 潔君)

それでは、教育部から順次お答えしてまいります。

まず1点目の、指定管理者の導入の方針までの経緯であります。市民サービスの向上と経費の節減を目的として、民間活力を導入していくことが、平成24年、昨年7月の経営戦略会議で決定いたしました。

その内容は、市の施設は業務全般で民活を導入する事例の多い教育施設から進める。給食センター、保育園についても導入を検討するという内容でありました。

この決定に基づきまして、指定管理者制度の導入事例が豊富な教育施設、今ありますように具体的には福祉体育館、体育施設などについて、平成24年、昨年10月に定例教育委員会で、市民のサービスが向上することや経費の削減が見込まれること、これを条件に指定管理者制度の導入について承認され、今回、条例改正に至っております。

次に、2点目であります。事業仕分けで市民の選択と異なる理由についてお答えいたします。

事業仕分けの結果につきましては、市実施、内容・規模の見直しという結果になりました。

これを受けまして、教育委員会では先ほど申しましたような経緯がありまして、内容・規模の見直しについて検討を行いました。

施設の利用料の見直しや、市民の望むスポーツ事業のさらなる充実、そして指定管理者制度の早期導入についても検討するという見直しの方針を出しまして、最終的に市の方針というふうにご決定したものでございます。

3点目ですが、修繕などは指定管理者がすることになるのかというお尋ねであります。ガラスの破損やフェンスの修繕、軽微な修繕については、指定管理者に対処させる予定であります。

ただし、重要な改修や大規模修繕については今までどおり、教育委員会で行う予定であります。

この区分けは、区分けの詳細につきましては、新年度に設置を予定しております指定管理者委員会の中で内容を精査し、協議の上、決定していくというふうにご考えております。

そして、市は指定管理者からの報告はどこまでの範囲なのかというお尋ねであります。

指定管理者からの報告につきましては、定期報告や重要事項、緊急時など随時、報告を求めようと考えております。

この報告内容、方法につきましては、これも指定管理者から報告漏れが生じないよう、先進事例を参考に今後ですね、指定管理者委員会で内容を検討していきたいと考えております。

そして最後に、市は実地調査や必要な指示を出すことができるかというお尋ねであります。

当然、実地調査や必要な指示、助言を行って、適切な管理、運営を確認していきたいというふうにご考えております。

利用者に対しては、アンケート調査などを行って、満足度などを把握する必要がある、そ

のように考えております。

以上です。

No.72 ○議長(安井 明議員)

答弁は終わりました。

前山美恵子議員。

No.73 ○19番(前山美恵子議員)

福祉体育館のほうに指定管理者が導入をされるというのが、教育委員会のほうで10月にいきなり出されました。

9月の事業仕分けは、先ほど言ったように規模・見直しのところ、市実施だったんですけども、事業仕分けの後ですね、市が検討委員会で検討をされた後の結果が、いつの間にか、ここについては市実施、内容規模・見直し及び民間委託がいきなり入っていきまして、事業仕分けをされた意味というのが、ちょっとこのところでは大変不明瞭というか、整合性がないということなものですから、導入するまでの間、もともと福祉体育館の事業仕分けが、これは担当課から出されたものではなくて、トップダウンで出されたという経過がありますので、もともと福祉体育館に指定管理者を導入しようという意図があったのではないかということが、ちょっと私たちは予測をされるものですから、この点についてもう一度、ご答弁をお聞かせをいただきたいと思います。

それから、5番のほうの現地調査や必要な指示ということで、指定管理者と市との間でいろいろトラブルがあるということは、他市でもちょっと聞いておるものですから、特にスポーツ施設ですので、けがとか、そういった場合の責任のあり方というのが、こういう場面では出てくるかなというふうに思うんですけども、その点については、ちゃんと市のほうできちんとされているんでしょうか、お願いします。

No.74 ○議長(安井 明議員)

答弁を願います。

津田教育部長。

No.75 ○教育部長(津田 潔君)

それでは、福祉体育館の指定管理導入について再度、お答え申し上げますが、確かに事業仕分けでは市の実施、内容見直しでございました。

その前に、先ほど申し上げましたように、昨年7月、経営戦略会議で事例の多い教育施設から導入してはどうだというような決定がなされました。

そのことを踏まえまして、9月の事業仕分けの結果、それと経営戦略会議の決定事項、

それを10月の定例教育委員会に諮りました。

委員の皆様は、市民サービスが向上して、なおかつ経費が削減されるのであれば、導入について進めてもいいというような議案の承認をいただきました。

その関係で、9月の事業仕分けの内容、規模の見直しの後に、民間委託というような文言がつけ加えられたわけでありませぬ。

そして5番目の、トラブル、スポーツ施設のふぐあい等による指定管理者とのトラブルということですが、この辺のことにつきましても、トラブルの原因は、まあ指定管理者と聞き取りをしながら行うわけですが、先進事例が多数、体育館の指定管理についてはございませぬので、その辺の責任の度合いについて、来年、新年度に設置されませぬ指定管理者委員会の中で、細かく詰めていきたいというふうにて考えております。

市としても、施設の不備等であれば、責任等も考えられるということにてございませぬ。

以上です。

No.76 ○議長(安井 明議員)

これにて、前山美恵子議員の質疑を終ります。

以上で議案第24号の質疑を終ります。

続いて、議案第25号から議案第31号までの7議案については通告がございませぬので、質疑を終ります。

続いて、議案第32号については質疑の通告がございませぬので、発言を許可いたします。

藤江真理子議員。

No.77 ○6番(藤江真理子議員)

議案第32号 平成24年度豊明市一般会計補正予算について、6ページにございませぬ繰越明許費のあたりにてお聞きします。

国の緊急経済対策として約13兆円の補正予算を決定し、緊急経済対策事業として本市は約2億5,000万円余を補正計上してございませぬ。

その内訳として、国庫補助が9,200万円余、市債が4,200万円余、一般財源が1億2,100万円余にてございませぬ。

1、国の経済対策に協力したメリットをどのように捉えてございませぬか。

2、対象とした公共事業の選択はどのようにされたのでございませぬか。

お願いしてございませぬ。

No.78 ○議長(安井 明議員)

答弁を願います。

伏屋行政経営部長。

No.79 ○行政経営部長(伏屋一幸君)

それでは、お答えいたします。

まず、1つ目のご質問でございます、国の経済対策に協力したメリットということでございますが、大きく2つあると思います。

1つ目につきましては今、議員がおっしゃったように、国のほうが平成25年度の予算と合わせて15カ月予算として、緊急経済対策ということで、主に東日本大震災からの復興の加速や、防災・減災対策を重点に編成されたものでございます。

このことは、国庫補助事業を積極的に進め、地方からも経済対策に寄与することによって、豊明市からも平成24年度に前倒すことによって、一刻も早いそういう経済対策ができるという、そういう面でのメリットがあるのではないかとということが1つ。

もう一つは、このたびの約2億5,000万円の繰り越し事業は、追加の公共事業費の地方負担額をベースとして交付する地域の元気臨時交付金というものがございます。

この事業に該当しておりまして、藤江議員がおっしゃられた、一般財源1億2,100万円余りの約7割相当額が、平成25年度に、その元気臨時交付金として交付がなされるというふうに我々は考えております。

このことは、平成25年度に新たな財源を創出できるということになりますので、これが2つ目のメリットかなというふうに考えております。

そして2番目のご質問、対象工事はどのように選択をしたかということでございます。

これは継続費のものも含めまして、平成25年度の国庫補助事業に計上してあった全事業を、まず抽出をいたしまして、それを愛知県と協議をして、対象になるもの、ならないものがありました。その中で対象になるよというものの全てについて選択をしたわけでございます。

残念ながら対象にならなかったような事業としては、大きいものでいくと、福祉体育館の耐震工事3億何ぼというのが対象になりませんでした。

そういったことでありまして、なお、平成24年度予算に計上しておかないと、先ほど申し上げた地域の元気臨時交付金の事業に該当しないということになりますので、こういったことを補正予算として提案をさせていただきました。

以上です。

No.80 ○議長(安井 明議員)

答弁は終わりました。

藤江真理子議員。

No.81 ○6番(藤江真理子議員)

補正予算書に9つの事業が上がっています。

今、福祉体育館の工事が対象外になったとお答えになりましたが、ほかにもあるのでしょうか。あれば、お願いします。

No.82 ○議長(安井 明議員)

答弁を願います。

伏屋行政経営部長。

No.83 ○行政経営部長(伏屋一幸君)

ございません。大きいものは1つだけということでした。

以上です。

No.84 ○議長(安井 明議員)

これにて、藤江真理子議員の質疑を終わります。

以上で議案第 32 号の質疑を終わります。

続いて、議案第 33 号から議案第 37 号までの5議案については通告がありませんので、質疑を終わります。

続いて、議案第 38 号については質疑の通告がありますので、順次発言を許可いたします。

初めに、前山美恵子議員。

No.85 ○19番(前山美恵子議員)

議案第 38 号の介護保険特別会計の補正予算書についての質問をいたします。

今回、2億 1,000 万余の増額補正であります。

で、介護保険は第5期事業計画が始まったばかりでして、特徴としては生活援助の時間短縮、今までは 60 分であったのが 45 分を単位とされましたので、大変利用者にとっては使いづらい内容になったので、サービスを控えるという状況が生まれたのではないかなというふうに予測をしていたわけですが、まあ2億円以上の増加ということになりました。

ですから、その要因について、これについてはどういうふうで、こんな状態になったのかということをお聞かせをいただきたいと思っておりますし、先ほど時間短縮で 45 分になったんですけれども、そういう状況が、この増額によって何か隠れてしまったような感じがするんですけれども、そういう状況が見られなかったのかどうか、その点についてお聞かせください。

No.86 ○議長(安井 明議員)

答弁を願います。

原田高齢者福祉課長。

No.87 ○高齢者福祉課長(原田一也君)

居宅介護サービス給付費の約2億円の増額の内訳といたしましては、デイサービスなどの通所介護が、件数にしますと1,400件、金額にして約1億円の増額、また、ヘルパーによる訪問介護が、件数540件の増で、金額にして約6,000万の増額となっております。

これが大きなものでございますが、そのほかにも通所リハビリだとか訪問看護、また福祉用具のレンタルなどの増額が原因と考えております。

で、議員がご指摘のように、居宅介護サービス費の利用者数を前年度と比較しますと、あくまでも利用者数の比較でございますが、70人ほど伸びている状況でございます。

特に、介護2、介護3と言われる、比較的介護度の低い方の利用が伸びておることが、原因の1つではないかなというふうに思われます。

次に、訪問介護に特化していえば、先ほど議員が申されましたように、約6,000万円ほど増額しておりますが、サービス時間が1単位60分から、本年度より45分に短縮されております。

訪問介護サービスの利用形態全てを把握するという事は、年度途中でもあり、非常に難しいことではございますが、訪問介護サービスの生活援助だけを利用している方、これをちょっと抽出しました。

そうしますと、生活援助だけを利用している方は58人みえました。このうち、12月末の時点で45分未満の利用の方は14名、45分以上が44名となっております。まあ約75%の方が複数単位で利用していることがわかりました。

このことも、居宅利用サービス費の増額につながった一因だというふうに思っておりますが、まだ24年度の事業確定はしておりませんので、確定後、詳細な分析を行っていきたいと考えております。

終わります。

No.88 ○議長(安井 明議員)

答弁は終わりました。

これにて、前山美恵子議員の質疑を終わります。

続いて、近藤恵子議員。

No.89 ○5番(近藤恵子議員)

同じく、平成24年度豊明市介護保険特別会計補正予算についてお尋ねします。

介護給付費と地域支援事業費の総額は約 32 億 5,000 万になっています。

第5期の高齢者福祉計画介護保険計画事業で示されたものよりも、1億 6,000 万円ほど増加していますが、この要因、先ほどの前山議員への回答と重なる部分もありますが、改めてお願いいたします。

また、この1億 6,000 万円の増加によって、会計全体にはどのような影響が出ているか、それについてもお答えください。

No.90 ○議長(安井 明議員)

答弁を願います。

原田高齢者福祉課長。

No.91 ○高齢者福祉課長(原田一也君)

介護保険事業計画策定におきましては、ご存じのように平成 24 年度から 26 年度の高齢者人口だとか、介護認定状況を推計しながら、保険料収入や給付費等を計画しておりますが、24 年度におきましては、高齢者人口が計画値より 200 人ほど伸びたことが全体に影響したものと考えております。

また、給付費のうち、居宅介護サービス給付費が計画時より1億 8,200 万円ほど増加したことは、先ほどもちょっと触れましたけれども、通所介護や訪問介護などの利用増の見込みが少し甘かったというふうに考えております。

給付費につきましては、法定割合による公費負担及び保険料で賄っておりますので、給付費が増額すれば国・県の負担分を始め、市の負担分が増えることになります。

保険料が不足すれば、介護準備基金を取り崩すことになります。万が一、基金がなくなった場合は、県からの借り入れをすることになります。

第5期計画は各年度、約3億円程度の給付費の上積みを見込んで計画をしております。

基金につきましても、26 年度末では1億円程度は残るであろうと見通しを立てております。

終わります。

No.92 ○議長(安井 明議員)

答弁は終わりました。

これにて、近藤恵子議員の質疑を終わります。

以上で議案第 38 号の質疑を終わります。

以上で議案質疑を終結いたします。

ただいま、議題となっております議案 27 件は、豊明市議会会議規則第 37 条の規定により、お手元に配付いたしました議案付託表のとおり、所管の各常任委員会に付託いたしま

す。

この際、お諮りいたします。本日、予算特別委員会及び各常任委員会に付託いたしました議案 36 件については、豊明市議会会議規則第 44 条第 1 項の規定により、3 月 22 日までに審査期限といたしたいが、これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

No.93 ○議長(安井 明議員)

ご異議なしと認めます。よって、本日、予算特別委員会及び各常任委員会に付託いたしました議案 36 件につきましては、3 月 22 日までに審査期限といたします。

以上で日程 2 を終わります。

日程 3、報告第 3 号を議題といたします。

報告第 3 号について理事者より報告を求めます。

神谷参事。

No.94 ○参事(神谷巳代志君)

それでは、報告第 3 号 専決処分事項の報告につきましてご説明を申し上げます。

地方自治法第 180 条第 1 項の規定に基づき、損害賠償の額を別添のとおり専決いたしましたので、同条第 2 項の規定により議会に報告をするものでございます。

次のページをごらんください。

専決第 3 号 損害賠償の額の専決処分書。

地方自治法第 180 条第 1 項の規定に基づき、損害賠償の額を専決したものでございます。

専決日は、平成 25 年 2 月 26 日であります。

記といたしまして、損害賠償額は 6 万 9,647 円、原因は自動車の物損事故であります。

事故の概要につきましてご説明を申し上げますので、お手元の資料 No.3 をごらんください。

平成 25 年 1 月 14 日午後 5 時ごろ、豊明市新栄町二丁目地内において、豊明市立栄保育園が管理しております資源ごみ回収用のコンテナボックス、これはプラスチック製のボックスでございますが、強風にあおられ、道路を挟んで向かい側の家に駐車してあった自動車に当たり、傷を負わせてしまったものであります。

損傷の内容は、車両のフロントバンパー等に傷をつけてしまったものであります。

専決処分書にお戻りください。

過失割合は、市が 100% であります。

今回の事故を受けまして栄保育園では、ごみの集積場所にスチール製の扉をつけて囲むことにより、再発を防ぐようにいたしました。

また、全保育園に対して強風に対する対応につきまして、一斉の緊急点検を指示したところでございます。

今後は二度とこのようなことが起きないように、施設管理には十分注意をまいります。このたびは大変ご迷惑をおかけいたしまして、まことに申しわけございませんでした。終わります。

No.95 ○議長(安井 明議員)

理事者の報告は終わりました。

ただいまの報告について質疑のある方は挙手を願います。

(進行の声あり)

No.96 ○議長(安井 明議員)

以上で日程3を終わります。

(議長の声あり)

No.97 ○議長(安井 明議員)

伊藤 清議員。

No.98 ○16番(伊藤 清議員)

この後、動議の提出を予定をいたしております。

大変重要な案件でありますので、文書でもって提出をさせていただきたいと思っておりますので、暫時、休憩のほうをよろしく願いをいたします。

No.99 ○議長(安井 明議員)

ただいまの動議は文書で提出を願うため、暫時休憩といたします。

午前11時42分休憩

午後零時24分再開

No.100 ○議長(安井 明議員)

休憩を解き、休憩前に引き続き一般質問を行います。

休憩中に議会運営委員会が開催されておりますので、その結果を委員長より報告願います。

毛受明宏議会運営委員長。

No.101 ○議会運営委員長(毛受明宏議員)

議長よりご指名がありましたので、休憩中に開催いたしました議会運営委員会の審査結果についてご報告を申し上げます。

お手元に配付されておりますとおり、決議案第2号 市長の職権濫用問題及び農地法違反等の調査事項の追加に関する決議が提出されましたので、直ちに本日の日程に追加し、議題とすることいたしました。

以上で議会運営委員会の報告を終わります。

No.102 ○議長(安井 明議員)

ご苦労さまでした。

お諮りいたします。お手元に配付をいたしましたとおり、議員より決議案第2号が提出されておりますので、直ちに日程に追加し、議題といたしたいが、これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

No.103 ○議長(安井 明議員)

ご異議なしと認めます。よって、決議案第2号 市長の職権濫用問題及び農地法違反等の調査事項の追加に関する決議を直ちに日程に追加し、議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

月岡修一議員、登壇にて説明願います。

No.104 ○17番(月岡修一議員)

それでは、決議案第2号を朗読をもって申し上げます。

市長の職権濫用問題及び農地法違反等の調査事項の追加に関する決議。

豊明市議会会議規則第14条の規定により別紙のとおり提出します。

平成25年3月6日

豊明市議会議長 安井 明 殿

提出者 豊明市議会議員 月岡 修 一

賛成者 豊明市議会議員 堀田 勝 司

市長の職権濫用問題及び農地法違反等の調査事項の追加に関する事項に関する決議
平成25年2月26日に決議した市長の職権濫用問題及び農地法違反等の調査に関する決議に、次の調査を追加し調査をするものとする。

1 調査事項

本議会は、地方自治法第100条の規定により、次の事項について調査するものとする。

(4) 政務調査費の返還命令の取り扱いに関して、市長の職員に対する指示について

2 特別委員会への付託

本調査は、平成 25 年 2 月 26 日に設置した市長の職権濫用問題及び農地法違反等調査特別委員会に付託するものとする。

3 調査権限

本議会は、1に掲げる事項の調査を行うため、地方自治法第 100 条第 1 項の規定により、選挙人その他の関係人の出頭、証言及び記録の提出を請求する権限並びに同条第 10 項の規定により、団体等に対し照会をし、又は記録の送付を求める権限を上記委員会に委任する。

以上、決議する。

平成 25 年 3 月 6 日

愛知県豊明市議会

No.105 ○議長(安井 明議員)

本案は決議案でありますので、質疑及び委員会付託を省略し、直ちに討論・採決に入ります。

討論のある方は挙手を願います。

近藤恵子議員。

No.106 ○5番(近藤恵子議員)

では、この決議案に対して反対の立場で討論いたします。

今ある百条委員会は、もともと 2 月の 26 日の議決です。この時点において、調査する内容はもう決まっているはずで、それに追加ということであるならば、このもともとある市長の職権問題というものに対して、あらかじめ 2 月 26 日の時点で、その内容を決めていなかったという、提出者自身の判断の誤りを認めるような議決になると思います。

言葉では職権濫用問題とありますけれども、それは問題だからといって、全てを含めていいというものではなく、そのときにあった問題そのものを特定すべき内容であると思います。でなければならぬと思います。

今回のこの追加によって、恐らく自治法上、何らかの問題が生じるおそれが大変あります。

もし、この政務調査費の問題が職権濫用にかかわるというのであれば、別立てで百条委員会を立てるべきであって、追加の項目にするというのでは、これは恐らく自治法違反に、自治法にかなり抵触することがあると思いますので、私は反対いたします。

No.107 ○議長(安井 明議員)

ほかにございませんか。

山盛左千江議員。

No.108 ○12番(山盛左千江議員)

同じく、私もこの決議に反対の立場をとらせていただきます。

今回の政務調査費の返還命令の取り扱いに対して、市長の職員に対する指示ということですが、これが職権濫用問題にかかわるものなのか、農地法違反、あるいは「等」なのかについての提案説明がありませんでした。

恐らく職権濫用問題であろうというふうに想像はいたしますけれども、何法にどのように抵触するために違法だという判断の中から、この調査項目が追加されたのか、明確になっておりません。

さらに、このことが問題というのか、市長の職員に対する指示が起こったのが、1月の8日のことであります。

その点について、今議会で一般質問されたという経緯はありますけれども、事件が起こった日、それから今回の百条委員会、2月26日の決議の日にちから見ると、過去のものでありますので、当初に含めるものであれば、できるのではあったのではないかという点もあります。

とにかく項目の中に、職権濫用問題及び農地法違反等というふうに書かれておりますが、後から後から、思いついたかのごとく、このように調査項目を追加ということ自体、百条委員会、100条調査の中に認められているものではないというふうに判断をしております。

もともとの決議に反対するという立場もありますけれども、このように事件が特定されておらない2月26日の決議に加え、さらに追加というこの事態は、ゆゆしき問題だというふうに判断いたします。

少し説明させていただきますと、1月8日の市長が職員に指示したという内容のことについてですが、監査委員の調査について大変納得のいかない部分がありました。

1つは、守秘義務違反であります。

監査の調査内容あるいはその経過についての内容が、一部議員に漏れていたという件であります。

それと、さらに何度も連絡を取り合い、監査委員あるいは監査事務局の職員と議員の癒着の問題についても、大変疑問を感じておりました。

そういったことを市長に、しっかり適切な調査及び処理をお願いした1月8日のことであります。

そもそもが、そういうところにありましたので、…。

(発言する者あり)

No.109 ○12番(山盛左千江議員)

静かにしてください。静かにしてください。

議長、注意してください。

(議長の声あり)

No.110 ○議長(安井 明議員)

伊藤 清議員。

No.111 ○12番(山盛左千江議員)

すみません、私の質問の、私の質問の途中ですので、…。

No.112 ○16番(伊藤 清議員)

今の山盛議員の発言の中に、「職員と議員の癒着」という言葉がございました。

この件については大変重大な問題であります。暫時、休憩願います。

No.113 ○12番(山盛左千江議員)

議長、私の討論の途中ですので、まず討論を全て終わらせていただきたいと思います。

No.114 ○議長(安井 明議員)

それじゃ、山盛議員の討論を続けてください。

No.115 ○12番(山盛左千江議員)

ただいま私が申し上げておりますのは、議長あるいは監査事務局に提出した資料の内容、要望の内容を申し上げていることでもありますので、その事実があったかどうかに対する調査、並びに適切な処理をお願いしたものであります。

癒着があったと私が断定しているわけではありませんので、今の伊藤議員の発言については、大変言いがかりというふうに感じざるを得ません。

(発言する者あり)

No.116 ○12番(山盛左千江議員)

すみません、静かにさせてください。

議長、静かにさせてください。

No.117 ○議長(安井 明議員)

討論を続けてください。

No.118 ○12番(山盛左千江議員)

ということでありますので、もともとの事の経緯から言いますと、市長が職員に指示をしたということ、そのこと自体が100条に当たるというような考え方は持っておりません。

曖昧であった百条委員会の設置でありますので、本件については賛成しかねます。

以上です。

No.119 ○議長(安井 明議員)

今、伊藤議員のほうから…。

(議長の声あり)

No.120 ○議長(安井 明議員)

伊藤 清議員。

No.121 ○16番(伊藤 清議員)

ただいまの発言については大変重大な問題であります。

即刻、事務局において議事録を精査、作成をしていただきたいと。それを受けて、私どものほうで、また判断をさせていただきます。

No.122 ○議長(安井 明議員)

暫時、休憩といたしますので。

(あっ、いい、いい、の声あり)

No.123 ○議長(安井 明議員)

あっ、休憩いいですか。

山盛議員の発言については後刻、会議録を精査いたします。

(議長、討論の声あり)

No.124 ○議長(安井 明議員)

伊藤 清議員。

No.125 ○16番(伊藤 清議員)

それでは、決議案第2号に対しまして、市政会を代表して賛成の立場で討論をいたしま

す。

まず、問題につきましては、先日の代表質問の中で明らかになってまいりましたが、この平成25年1月8付の市長に対する要望書、まずこれを見ますと、豊明市議会議員 山盛左千江、同 早川直彦、同 近藤恵子と、名前が上がっております。

ただいまの決議案第2号を見ていただいてもおわかりいただけると思いますが、提出者は豊明市議会議員 月岡修一、賛成者は豊明市議会議員 堀田勝司と、市議会議員の立場であるがゆえに、こうした決議案が提出をできるわけであります。

市議会議員の立場を利用して要望書なるものを提出したこと、さらにはですね、その市長室において、部長、課長に対して、同席した議員が納得がいかないと払えない、少し延ばしてほしいなどという発言をした。大変ゆゆしき問題であります。

要望書の中ではですね、さまざまな理屈が並んでおりますけれども、いずれにしましても、正当な手続、すなわち法令に基づく不服申立てという手段をとることなく、返還命令を出した市長に対し、返還命令を受けた議員が、返還期限の延長を依頼すると、便宜供与を依頼したわけです。

それを受けて、市長が職員に対し延長の可否を調べるように指示をしたと、前代未聞であります。

議員の立場を利用して個人的な依頼をした。それに対して市長が職員に指示を出した。この不要不急な業務が、突発的な業務がですね、市民の福祉向上には何ら寄与していないわけでありますよ。大変な問題であります。

依頼をした側も大問題でありますし、依頼を受けて指示を出した市長も大問題であります。

一体、市の職員を何だと思っておるのか、とても信じられない、考えられない事態であります。

さらには、この1月8日付で提出されたこの要望書、文書による回答を求めています。

その回答期限を、「1月8日までにご提出していただけますよう、よろしく願いをいたします」などと書いてあります。

もともと、この要望書、法令に基づく正当な手続ではないわけであって、密室で、市長室で、議員の立場を利用した個人的な依頼であり、当局にあっては何ら回答の義務はないわけであります。

しかしながら、1月8日付で文書で提出してくださいと。さらには、法令に基づき決定された返還命令です。この返還期限に対し、延長を依頼するなどという暴挙に出て、最終的には、先ほど申しました「文書で回答しよ」と求めておるわけであります。

しかも、1月8日に出した要望書、全く法的根拠のない要望書でありますけれども、その1月8日に出した要望書、1月の8日中に文書で回答しよと、とんでもない、むちゃくちゃな要求であります。

こうした、むちゃくちゃな要求を市長が受けて職員に指示を出した。市民の利益に何らつ

ながらない業務をさせたということでもあります。

これは明らかに、市長の職務を利用して行政を私物化したという疑念が拭えないわけ
あります。

これら議員の不当な要求に対しましては、別の場所で厳しく追及をしてみたいと思いますけれど
も、こうした不当な要求を受け、職員に対し市長が具体的にどういう指示をしたのか、指示
を受けた職員がどういう作業をしたのか、それが市民の利益にどうつながったのか、さま
ざまな疑問や疑念が生じてまいるわけでもあります。

現段階では、事の詳細が明らかになっていない現段階では、市長が一部議員の不当な
要求に対し、職員を使ったという事実しかないわけでもあります。

事実を解明し、その責任を明らかにし、二代表制の根幹、議会制民主主義の根幹を
揺るがすような、このような事態について、決定的に解明をしていく必要があります。

当該委員会での実態解明を強くお願いをし、賛成討論といたします。

No.126 ○議長(安井 明議員)

ほかにございませんか。

(議長の声あり)

No.127 ○議長(安井 明議員)

討論は終わりました。

山盛左千江議員。

No.128 ○12番(山盛左千江議員)

ただいまの伊藤議員の討論の中に、自治法 123 条だったと思います。違っていたらごめ
んなさい。侮辱に当たる発言がございました。

私たちが出しました要望書の、1月8日までに文書による回答をお願いしますというふう
に書きましたのは、監査委員に対する文書でありまして、私たちが出したものを公開請求
してとられたようではありますが、文書の理解が全く間違っている、間違った理解をした上
で、私たちがさも、不当要求をしたかのごとく発言されたのは、侮辱に当たります。

侮辱による発言は懲罰委員会等にかげずに、即、処分を命じることが、議長はできると
いうふうに自治法ではなっておりますので、議事録精査の上、その処理を直ちにお願いい
たしたいと思います。

以上です。

No.129 ○議長(安井 明議員)

後刻、議事録を精査いたします。

以上で討論を終結し、採決に入ります。

決議案第2号は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

No.130 ○議長(安井 明議員)

賛成多数であります。よって、決議案第2号は原案のとおり可決されました。

以上で本日の日程は終了いたしました。

次回は3月22日午前10時より本会議を再開し、委員長報告・同質疑・討論・採決を行います。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

午後零時41分散会

